

町田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の規定に係る市長が別に定める事項

第1 市長が必要と認める図書

町田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年7月町田市規則第64号。以下「規則」という。）第5条第1項第2号の市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 登録住宅型式性能認定等機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関をいう。以下同じ。）が行う住宅型式性能認定（品確法第31条第1項に規定する住宅型式性能認定をいい、登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。）を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあつては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「品確法施行規則」という。）第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書をいい、登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下同じ。）の写し
- (2) 住宅である認証型式住宅部分等（品確法第40条第1項に規定する認証型式住宅部分等をいう。以下同じ。）又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあつては、型式住宅部分等製造者認証書（品確法施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書をいう。以下同じ。）の写し
- (3) 長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査に当たり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあつては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書（この場合において、登録試験機関

(品確法第59条第1項に規定する登録試験機関をいう。以下同じ。)が行う特別評価方法認定(品確法第58条第1項に規定する特別評価方法認定をいう。)のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定(登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。)を受けたときは、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書をもってこれに代えることができる。)

(4) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第9項に規定する地区計画等(以下「地区計画等」という。)又は景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項に規定する景観計画(以下「景観計画」という。)の区域内において、申請建築物(長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請又は同法第8条第1項の規定による変更の認定の申請に係る住宅を含む建築物をいう。以下同じ。)がこれらに適合することを示す書類を有するときは、その写し

第2 市長が不要と認める図書

規則第5条第2項第3号の市長が不要と認める図書は、次に掲げる事項を明示することを要しないものとすることにより、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。)第2条第1項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項のすべてについて明示することを要しないときは、当該各項に掲げる図書とする。

- (1) 住宅型式性能認定書の写しを添えた場合にあつては、省令第2条第1項の明示すべき事項のうち、当該住宅型式性能認定書において、住宅性能評価(登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書と同等の確認書においては、長期優良住宅建築等計画の認定)の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの
- (2) 型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えた場合にあつては、省令第2条第1

項の明示すべき事項のうち、当該型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

第3 良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであることについての基準

規則第6条に規定する市長が別に定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 地区計画等の区域（都市計画法第12条の5第2項第3号に規定する地区整備計画、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第32条第2項第2号に規定する特定建築物地区整備計画、同項第3号に規定する防災街区整備地区整備計画、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第31条第2項第4号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画、幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）第9条第2項第2号に規定する沿道地区整備計画又は集落地域整備法（昭和62年法律第63号）第5条第3項に規定する集落地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、申請建築物が当該地区計画等における建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠に関する制限であって、町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和60年9月町田市条例第36号）に定めるこれらに関する制限以外の事項に限る。）に適合していること。
- (2) 景観計画の区域内において、申請建築物が当該景観計画における建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠に関する制限に限る。）に適合していること。
- (3) 次に掲げる区域外であること。ただし、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行区域内の除却することを要しない住宅である場合、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第6条に規定する基本計画に適合する住宅である場合、都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業の施行区域内の施設建築物である場合その他住宅の立地が長期

にわたることが許可等により明らかである場合は、この限りでない。

イ 都市計画法第4条第4項に規定する促進区域

ロ 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域

ハ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域

ニ 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域

ホ 住宅地区改良法第8条第1項の規定による告示があった日後における同法第2条第3項に規定する改良地区

附 則

これらの事項は、規則の施行の日（平成21年7月31日）から施行する。